

第8回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年7月28日（火）15時00分～17時00分

方 法：Web会議

出席委員：（8名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、
加藤一彦委員、高橋秀禎委員、大橋正春委員、
谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長、服部富男副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、米澤明子主査、
長谷川智史主任、松井祥嗣主任

傍聴者：11名

金井座長

ただいまから、第8回の選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会したいと思います。

本日は全員参加ということでございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からお願いです。三重県議会議事堂で傍聴されている方につきましては、マスクの着用など、せきエチケットにご協力をお願いします。

また、開始から約1時間後に5分の休憩を行いますので、その際は換気を徹底するため、傍聴者の方など会議室からの退出をお願いしたいと思います。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

お手元の方の資料の確認でございますけれども、まず事項書が1枚、それから資料1といたしまして、最終報告書の座長案の骨子のホチキス留めA4です。それから、資料2といたしまして、大きく地方創生の実現に向けたと書いてありますホチキス止めのA4のもの。それから、資料3といたしまして、A3を三つ折りにしたもので、市町別配当基数という2枚を1つにホチキス留め止めで表が表おもてになっているもの。それから、参考資料といたしまして中間報告論点整理でございます。

以上でございます。

金井座長

資料について何かございますか。皆さんありますか。

もしなければ、早速調査に入りたいと思います。

ここからは通信の負荷を軽減させる観点から、発言される方以外のマイクとカメラをオフにして進行したいと思いますので、各委員はカメラとマイクをオフにいただければと思います。よろしくをお願いします。

高橋先生と原田先生、カメラもオフにいただけますか。ありがとうございます。

それでは、本日の流れは、まず（１）として、人口減少・地方創生時代における県議会の在り方や果たすべき役割として、前回の調査で議論できなかった中間報告の論点４、地域代表をどのように考えるか、について議論をしたいと思います。

その後、（２）として、本日資料１としてお配りした最終報告書の座長案骨子について、ご議論をお願いできればと思います。

資料１は前回お示ししました最終報告書のイメージをベースに、中間報告や前回までの議論を踏まえて、さらに整理して作成したものになります。論理的に飛躍している箇所や言い過ぎなどの箇所、あるいは追加すべき項目などがあると思いますので、本日は可能な限り多くのご意見を伺いまして、次回の調査会で最終報告書の案を提示できるように進めていきたいと考えています。

その他の資料も含め、まずは事務局に説明をお願いします。よろしくをお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

それでは、まず資料１をご覧いただきたいと思います。１枚目に目次がございます。大きくは「はじめに」と第１章から第３章、それから「おわりに」というふうな構成でございます。

第１章につきましては、県の人口減少とか地方創生の状況につきましての項目でございます。

第２章は、諮問事項の１に対応する部分でございます。人口減少・地方創生時代における県議会の果たすべき役割や在り方というところで、中身としましては、１番が県の役割、２番が県議会の果たすべき役割、３番が県議会の在り方で、そのあと（１）から順に県議会を取り巻く状況ですとか、民主的正統性、多元性、それから地域代表、代表選出方法という内容でございます。

第3章につきましては、これは諮問事項の2番目に対応する内容でございます。三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方等に関する部分でございます。大きく1番目が総定数の在り方、2番目が選挙区の在り方としまして、その中では選挙区の区割りと選挙区ごとの議員定数。もう少し細かくアからオとしまして、議員定数の基本的な考え方、特別の事情、一票の較差、逆転現象、一人区という内容でございます。3番につきましては、補完措置という表現をしておりますが、従来中間報告の段階では代替措置という言い方をしておったものでございますが、少し言い方を整理させてもらいまして、補完措置という内容でございます。4番目につきましては、この第3章の総括という形で考えております。最後が「おわりに」というところです。

少し中身の方簡単にご説明していきます。おめくりいただきまして1ページをご覧くださいと思います。

一番上に「はじめに」ということが書いてございまして、まだ中身は書いてございませんが、中身としましては調査会の設置経緯ですとか、役割、検討経過等を記述する予定でございます。

その下、第1章 県の人口減少・地方創生の状況でございますが、諮問事項にある人口減少・地方創生時代というところにつきましての時代背景のようなものを書く部分でございます。まず1番目が人口減少の状況ですが、これは中間報告でも書かしていただいたような内容でございます。2番目が地方創生の状況ということで、ここでまず三重県民力ビジョン第三次行動計画というところが出てきますが、これはまた後ほど資料2のほうでご説明をさせていただきますが、県の地方創生の計画の第二次の計画という位置付けになっているものでございます。

それでは、続きましてその下のほう第2章でございますけれども、諮問事項1に対応する部分としまして、人口減少・地方創生時代における県議会の果たすべき役割や在り方というところで、1番目の県の役割、これは中間報告でいいます論点1に対応する部分になります。内容としましては県の役割が今後この人口減少時代においてどうなっていくかというところについての内容となっております。その下ポツがずっと続いておりますけれども、このページの下2つと次のページ上の2つのポツにつきましては、今後人口減少が進んでいくと、行政基盤が脆弱な市町に関する補完機能というのが必要となってくるということがあって、そういう部分が県の役割に影響を与えて大きくなっていくのではないかと書いてございます。その2ページ目の3つ目以降につきましては、もう少し細かく考え方、こういう考え方もあるということもあって、どういう地域を優先していくかでありますとか、あるいは業務単位で、こういう業務について重要になっていくのではないかとというふうな辺り、

あるいはその最後のポツですと、県境を越えた連携ということも役割として今後増えていくというところを書いてございます。

次に2番の県議会の果たすべき役割でございませけれども、これは中間報告でいいます論点2に当たる部分でございませ。ここでは1の県の役割が変わっていくことを踏まえまして、議会の役割がどういうふうにあるべきかというところについての記載となっております。

1つ目がまず代表機能とか、そういう議会としての機能がこうあるというふうなところで、2つ目のところで、今後県の役割が変わっていくという中で、そういうチェック機能のほうに役割が大きくなっていくのではないかとこのところでございます。3ページ目でございますけれども、そういう中で県の役割のほうに、人口の地域間格差が拡大していく中において、どういうふうな考え方、様々な考え方がある中で、それを議会としてどういうふうな政策判断をしていく必要があるのかという辺り、そういう優先すべき地域においては議会の役割も大きくなっていくということ。それから、その次が、地域のきめ細かい状況を政策に反映させていく役割も重要であると。その次ですけれども、そういう市町の行政基盤が脆弱になっていくという場合において、県議会において代表されるべき民意とか利益も従来とは異なってくるという中で、そういうものを議会として代表するような仕組みを考えていく必要があるということでございます。最後につきましては、ハード面とソフト面とでは役割も異なってくるのではないかとこのところでございます。

次に3番、県議会の在り方でございませけれども、この(1)と(2)と(3)につきましては、中間報告の論点3のところでご議論いただいたような内容でございます。

(1)としましては、県議会を取り巻く状況でございますけれども、無投票当選ですとか、投票率の低下が生じているなど、そういう状況があるということでございます。(2)が代表性として、民主的正統性のことについて触れております。議会というのは選挙で選出された者が構成員であるというところで、多くの有権者が参加する競争的な選挙が行われない事態を避けるべきであると。そういう競争を生み出すような選挙制度であることが望ましいという内容のことが書いてございます。(3)県議会の代表性の多元性の部分でございますけれども、今後自治体としての県の役割が増加していく中で、首長のほうをチェックするという県議会の役割が増加していくという中では、多元的な代表性の確保が重要であると。その多元性というのは地域という視点だけではなくて、ジェンダーですとか、年齢とか職業の視点も求められているというところ。ただ一方、県議会は全体の奉仕者でもあるというところでございます。

おめくりいただきまして、5ページのほうをご覧いただきたいと思います。

(4) 地域代表に関する考え方でございますけれども、ここは、中間報告の論点4に相当する部分でございます、※印で書いてございますけれども、前回ちょっと時間切れというか、議論ができていないものですから、本日この後、中間報告の論点4の部分をご議論いただくというふうな予定でございますけれども、その議論を踏まえまして、今後記述をしていくというふうなところでございます。ただ、少し補足をさせていただいておりますのがその下にポツが3つございまして、地域代表を考える上では、三重県にとっても地域とは何であるかを明らかにする必要がある等々でございます。

その下(5)代表選出方法等でございますけれども、これは中間報告で論点3のところでご議論いただいたような内容でございます。二元代表制のもとであります、県議会というのは必ずしも人口比例のみで定数を決める必要はないというふうにも考えられると。ただ、現行法では人口比例を原則としているため、まずは現行法を前提として定数を決める。ただ場合によっては、法改正を国に要望することも視野に入れていく必要があるというような内容でございます。次のページでございますけれども、6ページの上のところでございますが、現行法の中での考え方としては、選挙区を可能な限り広げた上で大選挙区にすることが考えられる。次のポツですけれども、選挙制度による以外にも多元的な利害・関心を議会に反映させるための補完的な手法というのは考えられるというような内容でございます。

その下、第3章でございますけれども、ここは諮問事項2に係る部分でございます。三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方等でございますけれども、まず1番目が総定数の在り方でございます。ここにつきましては、着眼点をいくつかご提示をいただいたものでございますけれども、3つ目のポツとしまして、着眼点としては、議員1人当たりの適正な人口、既存の定数基準、議会の費用、住民の意見の代表性、必要定数の積み上げ、多元性の確保等があるという内容で、その下はそれぞれの説明でございます。

またおめくりをいただきまして、7ページをご覧いただけますでしょうか。

2番としまして、選挙区の在り方でございます。(1)の選挙区の区割りでございますけれども、まずは法の規定を書かせていただいております、その下、7ページの下のところ4つほどポツがございしますが、ここにつきましては無投票とか、あと一人区のことについて記載をしております。無投票当選は解消されることが望ましいでありますとか、一人区のように定数が少ないと参入障壁になって、多元的な代表性を確保する観点から課題があるというような内容で、できるだけ多くの基礎的自治体を包摂した選挙区を作ることが考えられるということでございます。

それから、8ページのほうですけれども、ここでは法改正に関する内容でございます。現行の区割りでは一定の制約があるということでございますので、その改正の内容といたしましては、この丸で示してありますが、複数の選挙区を区分すれば、自由に設定できるようにすることとか、全県一区を含めた大きな選挙区を設定できるようにするというような内容。それから、その下「また」以下のポツですけれども、比例代表のような制度を取り入れるということの要望も考えられるというような内容でございます。

8ページの下、(2)選挙区ごとの議員定数ですが、まずアとしまして、基本的な考え方でございます。9ページのほうをご覧くださいますと、最初、法の規定が書いてございまして、3つ目のポツですけれども、定数を定期的に見直す仕組みを導入することが望ましいと。その下でございますが、特例選挙区のような感じで、現在の人口だけではなくて、新たな立法としては、例えば2020年現在の人口を基準として固定することもあり得るのではないかと。一番下につきましては、人口減少が進んで行政基盤が弱まるような市町に対して、議会の役割が増えてくる場合には、その増え方というのは特別の事情に当たるのではないかとこのところでございます。

イとしまして特別の事情ですけれども、特別の事情自体は、判例上は県議会の裁量であるということではありますけれども、ただその行使については合理的である必要があるというようなことでございます。その下のポツですが、人口減少の厳しい地域を優先する考え方に立つという場合に限定をするということで、要は手厚い定数配分を行うのであれば、人口の少ない地域に限定することが望ましいということでございます。あと、その下のポツですけれども、今後の考え方としましては、空間的なニーズ、面積とかですね、そういうふうなニーズであるとか、あるいはインフラのニーズ等を特別の事情として考えることもあり得るのではないかとというような内容でございます。

次、ウの一票の較差でございます。10ページのほうをご覧くださいたいと思いますけれども、一票の較差は2倍までを基本とすべきであると。2つ目のポツですけれども、ただ人口比例原則に従ったとしても、公選法の規定では一票の較差が3倍以上になることは想定されているというところでございます。その下のポツですけれども、人口以外の基準を加味するにしても、過去の判例等を踏まえて、一票の較差は3倍未満に抑えたほうがよいということです。その次のポツですけれども、これは少し新しい考え方で、地域を2段階に考えて、大枠の地域の中でそれぞれの選挙区間の一票の価値を比較することも今後のやり方としては考えられるというような内容でございます。

それから、エの逆転現象でございます。ここは原則として逆転現象は解消すべきであるということでございます。オの一人区はすでに述べた通りというこ

とで、3番の補完措置の部分でございますが、これは中間報告の論点3でもご議論いただいた部分になります。そういう人口の少ない市町の声を生かすというのが選挙制度だけでは難しいとしても、例えば各市町から代表のようなものを出す仕組みがあればいいのではないかとということですか、めくっていただきまして、11ページのほうでございますけれども、次の段落「また」の部分ですけれども、公聴会を活用するか、附属機関を活用するか、そういう選挙制度では十分に代表することができない声を聞く場を設けることとかが考えられるということでございます。

4番の総括につきましては、まだ今のところ書いてないんですが、第3章について本日ご議論いただいたことを踏まえまして、もう少し具体的な見直しの考え方について記載をするというようなことを考えておるところでございます。※印2つ目ですけれども、県議会の制度の選択があらかじめ県政の方向性を決めてしまうような暗黙・潜在的な政策指向性を有することのないように留意する必要があるということを書くということでございます。

「おわりに」につきましては、今後三重県議会で議論していただくに当たりましての期待などを記述しているということでございます。

続きまして、資料2のほうをご覧くださいと思います。この資料は三重県民力ビジョン・第三次行動計画の抜粋となっております。上の点線の囲みの中に書いてございますが、これが三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略の第二次の計画に当たるものということでございます。計画期間は今年からとなっております。令和2年度から5年度ということでございます。

おめくりをいただきまして、179ページと表示されているページでございますけれども、まず三重県の人口動向というのが出てまいります。ここは中間報告等でお示したものと基本的には同じでございます。めくっていただきまして、今度180ページをご覧くださいんですが、下のほうに第2節これまでの取組というところがございます。平成27年10月に策定した第1期の三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、自然減対策と社会減対策の両面から人口減少に関する課題に取り組んできましたというふうなことでございます。この第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第1回目の会議の時に資料としてお出しをさせていただきまして、ご説明をさせていただいたところでございます。その1期目の成果というか状況でございますが、181ページあたりに書いてあるんですけれども、2段落目のところで、こうした取組の結果というところですが、自然減対策に係る部分につきましては、例えば合計特殊出生率が増加するという成果があったり、あと下から2段落目のところですが、社会減対策としまして、企業立地件数が増えるなど、働く場の創出が図られたというふうなことになっております。ただ一方

で、一番下の段落ですが、県外への転出超過数については増加をしてしまっているというのが現状のところでございます。

まためくっていただきまして183ページをご覧くださいと思います。第3節人口の将来展望というところがございますけれども、人口減少が進んでしまうと何もしなければ、2060年の時点には県の人口が120万人まで落ち込むという中なんですけれども、この対策をとることによって合計特殊出生率とか、転出超過数が改善された場合には、2060年で134万人を確保できるという見込みになっているところがございます。

あと、2ページほどめくっていただきまして、187ページをご覧くださいと思いますけれども、一番上に「希望がかない、選ばれる三重」というのがありますが、これは第一次の計画の時から変わらない目標というか在り方、あるべき姿でございます。一次計画の時には、これに向かったの取組としましては、社会減の対策と自然減の対策と二本立ての対策をとっておるわけなんですけど、この二次計画におきましては、4つに再編をされております。1つ目が活力ある働く場づくり、雇用の関係です。それから、未来を拓くひとづくり、希望がかなう少子化対策、魅力あふれる地域づくりというような内容で対策をとっていくということでございます。

それ以下のページにつきましては、それぞれの対策についての細かい内容が書いてございまして、もっと細かいのは今回抜粋の中には含まれておりませんが、冊子としてまとめておるところでございます。

あと、194ページをご覧くださいと思うんですけれども、第3節として推進にあたっての視点というのがございます。ここでは県独自の視点というものが示されておりますけれども、ここの(3)としまして、条件不利地域への対応というのがございます。地域コミュニティの維持が極めて厳しい状況になった地域などは、市町等の主体的な取組に対する県の支援が重要となっております。特に北中部地域と比較し人口減少率の大きい南部地域については、これまでの県の南部地域活性化の取組を踏まえた対応を進めていくというふうな内容となっております。以上が地域創生の関係でございます。

続きまして、資料3のほうをご覧くださいませうでしょうか。A3の三つ折りでございますけれども、これは市町別の配当基数を地図に落としたものでございます。1枚目につきましては総定数51の場合に、この一番左の地図につきましては2015年の国調の人口で算出したもの。それから、真ん中につきましては2020年の推計人口で算出したもの。一番右につきましては、2025年の推計人口で算出したものを表示した地図でございます。右下に凡例がございませけれども、濃いグレーの部分といたしますのは配当基数が0.5未満になっている部分を示しております。それから、薄いグレーの部分につきましては配当基

数が0.5以上で1未満の市町を示しておるところでございます。白の部分は1以上というところでございます。それから、めくっていただきまして2枚目のほうですけれども、こちらは総定数が45の場合も配当基数を同じように表示をしたものでございます。

資料3は以上でございまして、資料4をご覧くださいと思います。これは地域区分の例をお示ししたものでございます。県で使われている地域区分の例ということでございます。一番この左の欄で、まず市町29というのがありますが、これが市町単位の区分になっておりまして、その右側が郡市単位で、これが21となっております。その横に三重県地域機関所管区域というのがありますが、これでいきますと9地域に区分されます。あと、その右側ですけれども、都市計画の基本方針のほうでいきますと、北勢、中勢とか南勢とか、こういう5地域に区分がされておると。あと、一番大きいのは南部地域と北中部地域という形で、三重県民力ビジョンなどで使われている区分になっております。その次のページ以下は、それぞれを地図のほうに色分けをしてお示ししたものでございます。

あと、参考資料といたしまして中間報告の論点整理をお付けしております。この後、まず前回積み残しとなっております地域代表に関しましてご議論いただくことにあたっての資料としてご用意したものでございます。

説明は以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。

それでは、前回の調査で議論できなかった中間報告の論点4、地域代表をどのように考えるかについて、まずご議論をお願いできればと思います。

参考資料として配付している中間報告の10ページから13ページ辺りに地域代表について議論しているのと、それから資料1の骨子5ページの(4)のところ座長案として補足した記載があります。併せてご議論いただければと思います。地域代表について、最終報告として載せるべきものについて、ぜひご意見を積極的にいただければと思います。

ご意見のある方はカメラとマイクをオンにしてご発言をいただければと思います。

それでは、どなたからでもお願いします。いかがでしょうか。

大橋委員

大橋ですが、カメラの調子が悪いのでカメラは入らないようにします。

この地域代表の問題ですが、県議会議員が地域代表性を持っているということは明らかであると思います。

一方で、県議会議員が地域代表のみではないということもあり、地域代表については、あるかないかという問題ではなく、積極的に地域代表性を押し出していくのか、それとも地域代表性があるとしても、県議会議員については別の面のほうが大きいという考え方を取るのかという問題だと思います。どちらが正しいとか、法律上どちらかに決まっているという問題ではないと考えます。

つまりある種の政策的決定であるという面を持っているのではないかと思います。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

代表の中で、地域代表と地域代表的でない代表の側面のバランスを判断していく必要がある。それは一種の裁量的政策判断の問題になるということになりますが、選挙制度を考える上ではそれが同時に制度に翻訳されていくと。もっと言うてしまうと、一票の較差という形で数量化されていくという側面があるというふうに思いますが、要するにこのバランスをどう調査会として考えるのかということがあろうかと思えます。そこら辺も調査会としてどの程度の比重を置くべきなのかという議論をある程度答えを見つけていかなければならないと思えます。貴重なご意見ありがとうございます。

他の方もぜひ積極的にご意見いただければと思います。いかがですか。

加藤委員

加藤です。

前回ちょっと休んでしまってどうもすいません。

大橋委員と基本的に私も同じでして、やはり県会議員というのは二重の性格の代表性を持っているのであって、一つは全県民の代表性と、あとは地域代表です。これは一個を取れば一個が無くなるという話ではない。二つの要素を兼ね備えているんだとしか言いようがないと思えます。

そのときに、地域代表にやたらにアクセントを置いてしまえば、較差はあってもいいじゃないかという議論の方向性には行きそうなんですけれども、そういう話ではないような気が私はしております。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

論理的にはまさにおっしゃる通りですね、定数を完全に人口比例にしても地域代表的で振る舞うのか、全県民的に振る舞うのかと。もっと言ってしまえば、人口の多い地域が地域代表的に凝り固まって決定すると、人口の多いほうに有利になる。だから、むしろ人口の少ない地域を代表してもらうためには、人口の多い地域があまり地域代表的であったら困るという側面もあるということなので、これは定数配分に直接影響するかどうかという話とは別に考えられます。もっと言えば、地域代表的に行動すればするほど人口の多い大都市部の方が有利になるというのは、ある意味で論理必然的に発生したということだろうと思います。

他にはいかがでしょうか。

磯崎委員

磯崎よろしいでしょうか。

大きな枠組みについて、お二人の先生おっしゃった通りでいいと思います。全県民の代表性と地域代表性みたいなことのミックスした制度でどちらも軽視はできない。ただ一方で、定数の問題は平等という問題が関わってまいりますけれども、代表についてバランスを取った記述をするべきだろうというのは賛成でございます。

さて、地域代表というところの意味の中に、もうすでに中間報告でもいろんな視点が入っていますが、これを上手くまとめると、それなりの方向というか、意見の集約にはなるのかなと思います。私その中で以前もちょっと言いましたが、広域自治体であるということをやっと加味していただけないのではないだろうか。地域代表ということの実質的な意味として、あるいは都道府県議会だからこそ言わなければいけないこととして、広域自治体の代表機関であるということ、その意味はいくつかありますが、例えば県の機能として広域、連絡調整、補完という3つの役割が法律上位置付けられていますが、広域性というのはまたこれ一体性だと思いますが、地域性をそれほど語るべきではないということだと思います。むしろ一体的に、広域的に対応すべきだ。

一方で、補完というのもありますね。これ市町村が十分な対応できないときに、いろんな意味があるかと思いますが、市町村が十分対応できないときに県が補完するという役割。これは当然地域によって変わってまいりますので、そういう意味では地方自治法自体が県は地域に目配りをしながら、補完が必要であれば補完をしていく。広域的に割り切るところは広域的に割り切る。こういうことが位置付けられているのではないかと思います。

それから、今制度的な根拠を申し上げましたが、それ以上に実態として、今回北部、中部、南部といった分け方はありますねというのが前回お話にありま

したが、そういった地域差というものを考えながらバランスのとれた発展、あるいは人口の維持をやらなければいけないという政策的課題ということを考えても、地域差というのはやっぱり軽視できないんじゃないか。これらが広域自治体から来る地域性、代表性を裏付ける根拠かなというふうに思います。

それから、最後座長がおっしゃった多数決で決めるところは、結局人口の多いところ、議席数が多いところが押し切れるのではないか。その問題は確かに地域代表と捉えた上でその問題は残ると思いますが、ただ議会は熟議の、ちょっと建前論的に申し上げますが、熟議の機関ですので、まず地域がどう思っているかということを中心とするのもまず大事ではないか。決定の側面だけではなくて、地域にどういう課題があるかということは、地域にとにかくごめんなさい、色々な多様な意見をくみ取る。その中に地域固有の課題というものも出てくるということは、表出するという事はむしろ期待されているのではないか。特に執行機関、知事が全県一区ですので、それに比べて地域、選挙区から選ばれているというのは、そういう地域によって利害も違うと。そういうきめ細かいことを表出するという機能が求められているのではないか。その上で、最終的には多数決で決まるとしても、議会にオンテーブルする様々な意見とか、利害が表出するという事は大事な機能ではないかというふうに思います。

ちょっと座長の発言と接続する形で、地域代表性というのは改めて大事ではないかということでした。長くなってすいません。以上です。

金井座長

いろいろ貴重なご意見ありがとうございました。

県の役割という意味では広域団体である広域性を前提にすると、いわば全県民のことを考えなければならない。その意味では、地域代表性は弱まる。他方で、全県のバランスを考えるということゆえに、地域間の均衡の側面をより重視しなければならないという意味での地域がある。もう一つは市町の補完という意味での地域代表。この場合には市町が地域であるという考え方を内包しているということもあり得るわけですが、市町の代表という意味での地域代表という側面があるということですね。

それから、もう一つは議決をする場合に地域代表を進めると、結局多数地域のいわば強行採決的なとか、多数地域が勝っちゃうんじゃないかといえることに対しては、意見を表出するときにおける地域の話と、採決といいますか、決定のときにはその多数地域がごり押しをしないという、表出と議決の間でどうも代表の論理が違うのではないかという、それが熟議ということ。要するに熟議して議決するときには、地域代表だから多数の地域が数で押し切

るということをしてはならない。しかし、その前提として意見表出はまず地域レベルで出しておかなければならないというようなご指摘だったのでないかなと思います。色々ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

原田委員

私も今までの皆さまのご意見に特に付け加えるようなことはないですけども、まずその地域代表性ということの意味が事実として地域を代表していません、議員が地域を代表していますという意味なのか、規範的に代表するべきという議論なのかというのは一応分けて考えたほうがいいと思います。その事実として地域を代表しているというのは多分代表していると思いますが、それを代表すべきであるというふうに考えるのであれば、その後の代表選出方法のところそれが反映されたものを考えるということにおそらくはなるだろう。それがまさにその政策決定といいますか、政策選択の問題だろうというふうに思います。

個人的には、すでに議会議員は地域代表としての性格を持っているので、これ以上地域代表性を強めるような政策選択をする必要はないというふうに考えていますが、もしあるとすれば、先ほど磯崎先生がおっしゃった市町村の補完事務といいますか、補完ということをどこまで考えるかということなのかと思います。今般の地制調の答申ではまだそこまではっきりは書いてありませんでしたけれども、もしかすると今後県に対して市町の補完事務みたいなものをもっと少し強く求めてくるような法改正がされる可能性がないわけではないと思います。そういうことを念頭に置くと、その補完事務が予想されるような地域に対して、地域代表的な性格を持つ議席を配分するということがないわけではないというふうに思いますけれども、現状でそこまで果たして踏み込んで政策決定すべきなのかというのはもう少し慎重に考えたほうがいいかなと思います。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

地域代表は規範的な側面と事実の側面として少し整理して、事実として地域代表性があるとしても、じゃあ今後それを強化すべきかどうかという話はまだ一段階ある。事実としての地域代表性が現在あって、その程度が規範的に妥当な水準だとするならば、現状の程度の地域代表の論理になるだろうと、こういうお話ですね。

他にはいかがでしょうか。

大橋委員

ちょっと一つ教えていただきたいんですけど、先ほどその市長の地域代表性みたいな話があったんですが、これは逆に言えば、市長は全県一区である以上、全県を元々代表しなければならないという、先ほど規範的にいえばそれしかないんだらうと思うんですね。その中で、市長の地域性というものに対抗するものとして、県議会議員の地域性というものを考えるということがあるのかどうか。その辺少し教えていただきたいと思うんですが。

金井座長

すみません。市町（しちょう）って市町村のほうの市町で、三重県内には村がないので市町と呼んでいて、それは一般的に市町村のことです。首長（しゅちょう）じゃなくて。「しまち」と読むべきでした。

大橋委員

ごめんなさい。間違えました。

金井座長

ただ、磯崎先生もおっしゃったように、知事ですね、首長のほうは確かに全県代表、選挙区としては全県代表であるということがあると。

ただ、問題は首長が全県代表という選挙区であるということと、実態として大都市部の地域の利益を代弁している可能性はあるという話は、論理的には両立しようと。制度的には全県の代表、あるいは全県一区というのは地域代表を否定しているかのような制度に見えるけれども、実態としては多数地域を代弁する制度を隠蔽しているだけという可能性も論理的にはあり得るので、首長の問題は、実は先生おっしゃるように、一つ重要な問題ではあると思います。規範的には全県代表であり、且つ実態も全県代表になっている場合もあれば、規範的には全県代表だけど実態としては人口の多いほうを代表しているのかもしれないし、実態としては人口の少ないほうを代表している場合もあるということですね。だから、それはどっちもあり得ると思います。大体県知事は、人口の多いところで選ばれている割には、人口の少ないところに目配せをしているようなスタンスを取るといってもありますので、事実の問題としてはいろいろあると思います。

ただ、ここで市町と呼んでいたのは市町村の話で、市町村というエリアを地域として見なした場合に、どう代表するのか。それが補完という話につながるということだらうと思います。ちょっと音声だけだと難しいですね。

他にはいかがでしょうか。

谷口委員

これはまさに先生方のご議論を聞きながら勉強させていただいたことですが、金井先生が仮に県議会議員が地域代表だったとしたら、ある意味人口比例的な県政になると言われた点。各県議会議員が完全に各地域代表ということになってしまうと、自分の選出地域の利益の最大化を考えるはずなので、県は分裂状態に陥ってしまう。この定数配分の問題も、限られた議席という資源をめぐって対立し合っているということですよ。ですから、先ほど原田先生がおっしゃった規範論から言えば、県議会議員は県代表、つまり県全体の代表機関であるべきなのだろうと。そして、その県の在り方をどうするかは、県の考え方、つまり県民でありその代表である県議会議員全体の考え方による。これはこの調査会の一番初めの頃にも言ったのですが、都市部を発展させてそこに牽引させるような県ということを考えるのか、そうではなくて県全体として一体的に発展することを目指すのか、そうした方向性その方向性によって定数配分も決まってくると思います。選挙の単位として、確かに各議員は自治体ですとか、一定の地域から選ばれているわけですが、あくまで議員は県全体のことを考えるために、全域から選出されているということであって。もし各議員を各地域代表と位置付けてしまうと、それは各基礎自治体の首長みたいになってしまうというか、それぞれの地域利益は対立・分裂するかもしれませんので。やはり県議会は広域自治体の代表機関であるということがベースになるのかなと思います。

金井座長

ありがとうございます。

谷口先生のご意見はむしろやっぱり全県代表のほうにやはりよりウエートを置くべきでないのかということですね。

それから、全県代表が、県が都市部重視にするのか、農村部に配慮するのかという政策を決めるときに、いわばちゃんと全県のことを考えて決められるのかと。都市部の議員が都市部の利益を代表して三重県政は都市部に中心にすべきだという主張をするのではなくてということですよ。

谷口委員

そうです。

金井座長

仮に農村部も含めて、やっぱり三重県は都市部を大事にするのかと考えるのか、それとも三重県は都市部の代表、農村部の代表も含めて農村のほうに配慮

するんだというふうに、両地域を跨いで決められるかどうかというのが多分問われているということ。要は、全県代表の名の下で地域代表を任せてはいけないと。それ非常に重要なことだと思いますので。

他の方がいかがでしょう。

高橋委員

よろしいでしょうか。高橋です。

前回欠席してしまいまして、申し訳ございませんでした。

先生方のお話聞かしていただきまして、いずれもごもつともだなというふう
に感じております。特に磯崎先生もおっしゃいましたけれども、広域自治体と
してのやはり県の役割、それを踏まえた県議会議員の役割というのは非常に重
要な論点だろうというふうに思っています。

その中で、広域という話と補完というお話があったと思うんですけども、
その一つ広域という点につきましては、県全体の広域というものと、それから
県議会が選挙区を、選挙区から選出されているという意味においてのその広域
というのは、やや違う意味があるのかなというふうに思っております。まさに
県全体の広域としての代表という意味では、全県の代表ということに繋がります
し、地元の数市町村の代表という意味においては、地域、広域の中の一部
での広域というような意味合いがあるということについて、やはり何らか整理
しておくことが必要なのかなというのが1点でございます。

それから、もう一つ、補完につきましても、先ほど申し上げましたけれど
も、その数市町村を代表して選出されるということになりますと、補完という
意味合い、今回の議論というのは、広域行政について都道府県と市町村との役
割についてを明確化するということではないので、議会のお話なので、あまり
神経質になる必要はないと思いますけれども、やはり常々補完ということにな
りますと、県が一方的に補完するんだというような姿勢というのは、どうも市
町村には嫌われるというようなことがあると思います。従いまして、地元の市
町村との関係において、県議会において、県議会議員においても、どのような
補完の在り方が適切なのかというのは、やっぱり報告書の中で言及しておく必
要があるというふうに考えます。以上2点でございました。

金井座長

ありがとうございます。

いずれも地域について非常に重要なご指摘をいただいております、簡単に
言うと地域とは何なんだということで、地方自治法における広域行政という意

味が全県全体であるという意味だけではなく、県内をいくつかの地域に分けたものではないかと。

そんなこともありまして、前回岩崎先生のほうからご指摘がありまして、ちょっと事務局にお願いしたのが資料4でありまして、9地域とか5地域とか2地域という区分が全体として現在の県政で存在している。それから、かつての府県制時代以来からの郡市選挙区制という意味で言えば、郡市という単位は21あるということになります。それから市町村ですね、市町村の補完という意味では29の地域を補完しなければならないという意味も論理的にはあり得るということになるのです。そういう意味で資料4を作っていただいて、一体どこの地域を代表するつもりなのかと。地域代表という機能はあるけれども、一体どこの地域なのかということでもあります。これは岩崎先生が以前からおっしゃっていますが、選挙区は所詮区域であって必ずしも地域であるとは限らない。選挙区の代表は地域代表であるという保証は全くないということもありまして、では、三重県で地域は本当にあるのか。もっと言えば、代表される地域とは、本当にみんな知っているのかというのはちょっと解明しないとならないということで資料4を整理させていただいたというところで、これもご参考にいただければ。ちょうど地図に落としてありますので、区域が多気町とか大台町とか、これ意外に地域がスパッと切れてないということがわかる。逆に言うと、ここ以外は切れているというふうに言うこともできますけどね。地域区分というのは実態として一応あるということですね。

それから、2点目の話も非常に重要でありまして、仮に市町村を県政の地域として、県議会議員が代表すべき地域だと言われると、前回も私も申しましたように、だったら市町村長を集めて議論すればいいではないかという話になりかねないでしょう。県議会議員に頼むまでもないという議論もあり得るということで、余計な補完はするなというふうな、かえって紛争を招きかねないという可能性もあるので、ここは非常に慎重にしていかなければならないと思います。

他にはいかがでしょう。岩崎先生、何かございますか。

岩崎委員

岩崎です。

資料4は作っていただいて、よく分かりやすい資料でありがたいと思います。

中間報告の10ページの論点4のところ、県議会議員は地域代表であるべきかどうかというので始まっているんですけども、この「べき論」っていうのは、やめてほしいと思います。県議会の議員というのは全県民の代表であっ

て、どこから選出されているかということでその地域というのは出てくる。地域代表から始まるのではなくて、全県から始まってその選出する区域で地域というのは出てくると思うのですね。

そうすると、選挙区がどうなっているかで地域と関係してくるのであれば、その選挙区を例えば資料4のようにこれを基に作ったりします。そうすると変わるわけですよ。ですから、地域も絶対的なものではなくて、選挙区によって変わってくるのであれば、地域、地域とあまり言わないほうがいいのではないかと考えています。選挙区の設定をどうするかに焦点を向けたほうが、この地域代表を巡る論点の迷路から抜け出せるのかなと考えています。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

基本はやっぱり県議会である以上、全県の代表であるということで、あとはこの地域がいくつか、21、9、5、2、29とありますけれども、これが結局のところ選挙区域の区割りに反映するというようになっていくということで、実際、郡市選挙区制にしても市町選挙区制にしても、実際はこの市町と郡市を前提にくっつけて選挙区を作るという仕組みが結果的に地域代表と関わっているということだろうと思います。

最終的には地域代表がどこら辺のイメージなのかということは、この選挙区域と非常に密接に関わるのでこういう資料を作ってみたというところでありませう。

いろいろご意見ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

加藤委員

加藤です。

ちょっと1点だけ確認があるので、今の地域代表のお話なんですけれども、私、前提としていた地域代表という言葉の意味は、地域住民の代表だったんですよね。全県民の代表のみだけではなくて、選挙区の地域住民の代表性、この2つの要素があるというつもりで今まで私、地域代表という言葉を使っていた。

しかしながら、他の多くの委員は、地域は文字どおり地域のことを考えて、それを代表するんだという言い方になっておりますので、そうすると人を代表するような話じゃない代表という概念をそこに持ってきているような気がします。だから、地域代表という言葉を使いながら、代表されるべき実態がかなり同じ言葉を使いながら違うことを想定しているんだなというのが今わかりました。普通、地域代表といったときには、もうちょっと言葉の多様性があるの

で、大雑把に言うと皆さんが使っているその地域としての代表性、あともう一つは地域住民の代表があると思います。人間が選挙するわけですから、人間が人間を選ぶわけですから、そうすると地域の住民の代表なんじゃないでしょうかね。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

ちょっと私の理解は違ひまして、皆さんも地域という場合にはその地域住民代表という意味で大体は使っているのではないかと。その地域のくくりをどの単位で見るとかという意味であって、基本的には私は地域、ある括られた住民の集団のことを言っているのではないかと私は理解して聞いていたのですが。

加藤委員

私も全くその通りなんです。地域住民の代表性のお話ですよねってということが前提だったんですけども、そうじゃなくて。

金井座長

私もそう理解していましたが、もし他の委員の方で人間じゃない代表という観点があるなら。ちょっと私はそれなかったと思っていますけれども。

加藤委員

そうですか。

磯崎委員

地域住民の代表でいいと思いますよね。

金井座長

ただ前回議論になったように、インフラの側面があるので、人間が少なくても、少ない人間のエリアでやるべき仕事があるので、その時の定数配分の問題が多少考慮する要因になる特別の事情になるかもしれないという話は、議論が出たと思います。ただ人間もいないところで土地を代表するという話ではあまりなかったように思いますけれども。県政の役割として比重が大きくなるんじゃないか。人口密度が薄い場合にあり得るという議論は、特別の事情としてはあり得るといふ議論だったと思います。代表という意味では住民の代表、ただその範囲がどこなのかということで議論していたんじゃないかと思うので、いかがですか。どうなんですか。他の皆さんもしご異論があれば。

よろしいですか。おそらく住民、なんらかの意味での地域住民、磯崎先生からもご意見いただいて、なんらかの意味の地域住民だと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、大変地域代表についてはいろいろご意見いただいてありがとうございました。これを踏まえまして、次回にもうちょっとこの骨子の部分に当たるところを次回最終報告に向けて少し文案を整理してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、1時間経ってしまいましたので、ここから暫時休憩をしたいと思ひます。再開は16時10分ということでお願ひできますでしょうか。5分間休憩ということでお願ひします。

(5分休憩)

金井座長

それでは16時10分になりましたので議事を再開したいと思ひます。

それでは、先ほど、地域代表の議論でかなり議論時間をとりましたので、後半1時間の方で、最終報告書の骨子について、つまり資料1についてですね、ご議論いただければと思ひます。

まず、第1章と第2章について、ご議論いただければと思ひますけれども、1ページ目から、6ページ目までですけれども、ちょっと長いです。

とりあえず第1章と第2章のですね、1県の役割と2県議会の役割までのところですね、ご意見いただければと思ひます。

いかがですか。

かなり議論してきましたが中間報告ともあまり変わっていないといえはいいないのですけれども。

一つは座長骨子案を作るときに、2ページ目が2のですね、一つ目のポツはデモクラシーと書いていたんですけども、デモクラシーにはやや独裁と親和するデモクラシーもあるので、リベラルデモクラシーとして自由主義的民主主義というふうにとりあえず仮置きしておりましたが、もし政治学の先生で、いい用語があれば、お知恵をいただければなと思ひます。

それ以外の点でもいかがでしょうか。

谷口委員

すみません。谷口です。よろしいでしょうか。

前半部分について、先生方へのご相談なんですけれども、都道府県の役割とか都道府県議会の役割が大きくなるみたいな書き方の表現が結構ありまして、

検討会としてそういうふうなことを言い切ってしまうかどうかという点ですね。

前にこの検討会でご報告した通り、地制調で「都道府県の今後の役割はどうなるんでしょう」と質問をしたことがあるんですけども、基本は、地方自治というのは基礎自治体単位でまず遂行し、難しい場合は水平補完があって、それでも難しい場合は垂直補完も必要だというような回答でした。

それも全体としての回答というよりは、ある先生のご見解であったけれども、全体としても概ねそうだろうというような状況でした。

なので、時代や社会の人口や状況によって、都道府県議会の求められる役割が変化する、だから変化に対応する必要があると書くのは良いと思うんですけども、一概に、県や県議会の役割が大きくなるという予測が成り立つかどうかはわかりません。したがって、この検討会の報告もそのような書き方になるのではないかと思います。

もう一つは先ほどの「リベラルデモクラシー」というところ。

確かに多くの国が民主主義を標榜するところはあると思いますけれども、ここでは例えば、「地方自治における住民代表として」というような書き方はいかがでしょう。自由主義とかリベラルという言葉は多義的だったりするので。以上です。

金井座長

はいありがとうございます。

1点目の議論は、もともとのこの調査会としては政策判断するんじゃなくて、ニュートラルな意味で、書きぶりを考えていったほうが良いと。

ここで言えば、県の役割は今後増えていくと考えられるというよりは、県の役割は今後増えるか減るかを県が考えていくことになるだろうという書き方でですね。

谷口委員

そうですね。

2ページ目の一番下の記述などのように、人口減少等の変化が顕著になっていく状況にあって、広域自治体に対応していかなければならないというのは、当然そうだと思うんですけども、役割が大きくなるか、どうなるかっていうことは、一概に我々が言わなくてもいいのかなとも思います。

金井座長

はいありがとうございます。

県の役割が大きくなるか小さくなるかというのを、変化に応じて決めるべきものを我々の調査会で決める必要はないということです。ただそれは国に決めてもらうのかという話は別途自治体にはありますので、そこらへんは県として考えていくという意味での役割が大きくなるという気はします。ここらへん皆さんの方でもし特に県の役割が大きくなるというご意見があるのであれば、そういう方向で書きますし、それを決めること自体が県の役割だという風に考えるのであれば、変化に応じて県が決めるべきだということになるかと思いません。

それから2点目のリベラルデモクラシーに変えてもデモクラシーのあいまいさは消えないとするならば、憲法の地方自治の本旨で言えば住民自治の担い手ということになるのですけれども、住民自治の担い手という場合には普通は同時に、直接参政とかですね、或いは、首長の方もあるというので、これも住民自治・団体自治という地方自治の本旨だけではなかなかうまく説明できないというところもあって、悩ましいなあと思っております。

はい、ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員

高橋ですが。

今の谷口先生のご発言とも関連するんですけれども、具体的に言いますと2ページの二つ目のポツのところなんですけれども、人口減少が進んで市町村、市町がその行政基盤が脆弱になっていくこのくだりは事実としてある程度認めなきゃいけないと思うんですが、これまで市町が果たしてきた役割を県が補完するというのは、よろしいんですが、先ほど発言しましたように、広域自治体としての県が果たす役割と、基礎的自治体の市町が果たす役割というのは、やはり補完の関係にもあるけれども、競合する関係にもあるというふうに考えておりますので、やはり市町村の方向、その要望、それから意向を無視して、こういうことが書かれるというのはちょっと問題だというふうには思いますから、市町村の要望ですとか市町村との調整のような、文言をやっぱり加えていただいて、その辺が地域として整理できてこういった役割が徐々に大きくなっていくんだというようなニュアンスにさせていただけたらと思いたいますが、いかがでしょうか。

金井座長

はい。

ありがとうございました。

そういう方向に、市町村との調整といいますか、その中で県の役割も決まっているということだと。

はいありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

岩崎委員

岩崎です。いいですか。

リベラルデモクラシーのところなんですけれども、議会は民主主義国家であることの一つの証であるということから、地方機関が公共的な団体であっても議会があるかどうかで自治体かどうかというのが判断されますよね。

例えばフランスのレジオンは、設立からしばらくは議会がなかったけども、議会を導入することによって自治体となった。そもそも論で申し訳ないんですけども、議会が民主主義の機関として必須である、行政権の長を選挙してるかどうかは、政治制度のオプションである、ということから考えてみると、ここでは、地方議会は地方自治の証左であるということをもまず言った後で、首長も選挙をするので、それぞれ独任制と合議機関としての役割の元で行えるようなチェックアンドバランスって考えられるのかなって思っています。

申し上げたいことはリベラルデモクラシーの担い手としてというところをもう少し、議会そのものの存在の民主主義における位置付け、それから、地方において、例えば出先機関とか、公共的なものであったとしても議会がなければ自治体とは言えないわけなので、地方において議会があることが自治体であるっていうことの証であるということを書いて欲しいと思います。その上で、首長も選挙ですが、独任制の中のマネジメントが優先する価値になり、議会は合議機関としてデモクラシーを基本としながら多元的な利益を調整するというふうに地方のシステムを入れながら話をしたほうがわかりやすいかな、県議会の在り方がはっきりして。

以上です。

金井座長

はい。

そういう方向で、ここに付け加えて説明していきたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

磯崎委員

よろしいでしょうか。

短くいたします。固有の意見があるわけではないのですが、まず一つ目の県の役割または県議会の役割が大きくなるかどうか、これは確かに一概に言えませんので、一応読み通してみましたが、可能性があると書いてあったりですね、県が力を入れるべきところには県議会の役割も大きくなる、まあこんな書き方が一応されているとは思いますが、ただ、無前提に読み取れるところもありますので、文章の中で可能性があると、県の役割が大きくなる場合は県議会の役割も十分検討しなければならないというような言い方にさせていただけると良いのではないかと思います。当然に大きくなるっていうのは、我々の前提にはしないということの方に賛成でございます。

それから二つ目の方は、理論的じゃないんですが、先生方のご意見を中心にさせていただければと思うんですが、リベラルデモクラシーという時の、リベラルというのが、ちょっと気になったのが、県議会の議員さんたちが受け取った時に、俺はリベラルじゃないよと言うようなことがでてこないだろうか、リベラル＝保守といったような区分で議論される、受けとめられると誤解を招くかなという感じはいたしました。ただ、いやそれはそういう意味ではないと。括弧書きに自由主義的民主主義というふうにもありますので、いけないとは思いますが、ちょっと誤解を招くかもしれないと、その程度であります。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

これも含めた最終報告書案をさらに、次回方向提示できればと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

谷口委員

すみません、先生。

シルバーデモクラシーの課題があるみたいな書き方が、3ページ目の下に、あるんですけども。

これは実態としてわからないというか、高齢者の投票率が高いという実態があるとしても、シルバーデモクラシーというのは高齢者の利益に偏った政策が行われることを指すので、そこまで言わなくても良いという気がしました。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

一応今のところは、2章の2までなのですが、もちろんまた、終わりました次に2章の3のところも議論します。一応先取りして、シルバーデモクラシーの課題が生じていると書き切ってしまうとやや言いすぎの可能性があるので、「という議論もある」、「という指摘もある」、というぐらいにしたほうがいいかもしれません。

他いかがでしょうか。

1章2章の2までのところで、よろしいですか。

じゃあ、今までのご意見も踏まえて、さらに次回提案できればと思います。

続きまして3ページからですね6ページにかけての、3の(1)、(2)、(3)、(4)についてはだいたい議論をいただきまして、(5)のあたり、この3ページから、6ページの3章の上のところまでですね、ご意見いただければと思います。

今、シルバーデモクラシーについては課題と書き切るのはちょっと、ファクトの問題になりますので、ちょっとそこは避けといたほうが良いだろうということになります。

他にはいかがでしょうか。

加藤委員

加藤です。

今の3ページのシルバーデモクラシーの1個上のところなんですけども、人口が減少していくと県民一人ひとりの個性を生かすことが重要になるというのが、論理的に接続しないんじゃないか、というのがありますので、またこれは、どういうことを、具体的なイメージでいいんですが、教えていただければと思います。

以上です。

金井座長

これは県というよりはどちらかというと限界集落なんかではですね、こういう側面が非常にあると思います。特に人口が減少する中ではですね、一人ひとりの固有名詞はもう決定的に重要になってくるというのは、これはもう地域振興の領域ではほとんど当然なんですけれども、県のレベルで、これを書くべきかどうかというのはちょっとあろうかと思っております。

加藤委員

わかりました。想定している図柄が限界集落みたいなことがあって、そうすると、そういう人たち、そこに住んでる人たちをどうするのかと。そういうことが念頭に置かれてるということですね。

金井座長

論理的にはそうなるってことですが、県レベルでそこまで、県議会の人、そんな限界集落まで行くのかっていう、大問題があります。まあ、ただこれ結構重要な問題なんです。県民に接する選挙区域が広がったときの、アクセスの困難性っていうところが定数にも影響する話ではありますので、あながち県に無関係だ、市町村だけの問題だといえるわけではないんですが、ただ違和感があるのは、おっしゃる通りだと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。この3の県議会のあり方については。

大分議論してきたと思いますし、また代表のあり方は県民全体の代表という側面はやっぱり大事だということですね。

それから全体としてはやはり無投票はそれ自体絶対に悪いという話ではないけどやっぱり投票はあった方がいいということと・・・どうぞ高橋さん。

高橋委員

よろしいですか。ちょっと確認でもあるんですけども。

5ページの(5)のところですけども、二つ目のポツでございしますが、最後の行も同意するものではあるんですけども、ちょっと書き方で意味がよくわからないので教えていただきたいんですが、首長・議会全体として人口比例の実現を考える必要もあるというくだりなんですけれども、これ具体的にどういうことを言っているのか。

要は議会には選挙区があってその首長は、市町村単位で基本的に選ばれるというのは、そういう制度の違いというのはわかるんですけども。

それを全体として、その人口比例の実現というのが、少し具体的にイメージしにくいかなと思うんですが、この辺はどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

金井座長

はいありがとうございます。

この点もちょっと言葉足りないと思うんですけども、知事の方は、一票の較差は1:1でしかないんですよ。議会の方は1対いくつになるかはわからない。国政の方で1:3というのが要請されているというのは、要するに議会

しかないからということですね。あるいは比例代表区と小選挙区を組み合わせた場合の一票の較差でどう考えるのかというのはあまり論じられていないことだと思うんですけども、首長の方は絶対に1 : 1になっているわけですね。

その時の議会の方の、1票の較差というのは、1 : 2でなければならないのか、1 : 3にしたとしても全体として均すということは、論理的にはあり得るのではないかと。

高橋委員

なるほど。

金井座長

ただそこら辺今まで世の中でもあまり議論されてないと思うんです。

質の違うものをどうやって換算して全体としての較差を出すのか。要は、県民は、県知事の票1票とそれから議会の票を1票持っているわけですね。議会の票の1票は1 : 3とか較差がある、ところが県知事の方の票は1 : 1でしか絶対ない。絶対較差がないと。

その2票を持っている人における定数の問題っていうか比例の問題というのも二元代表制の場合には、理屈としてはあり得る、ということです。ただ通常は議会の中だけで考えるという枠組が多いのですけども、本当にそうなのかはということですね、影響していたかもしれない。かつて、衆議院の方はより厳しく1票の較差を減らす、1 : 3と、全国区・比例代表区のある参議院はかつて1 : 6と言われてたわけですよ。それも2つ全く違うとか、いくつかの考え方はあり得ると思うので、そういうシステムの中で考えるということはある得るということです。具体的に最高裁でそういうことが通用するのかどうかっていうのわかりませんが、考え方として、両方とも、県議会の方を大選挙区、全県一区にしてしまう、両方とも1 : 1ですよ、完全に均されてしまう、それはそれで一つの理想だと思うんですけども、そこら辺の余地があり得るかな、というような意味をちょっと含んでいると。ということで説明するとちょっと長くなります。

高橋委員

わかりました。

骨子ですので、ちょっと書ききれない部分が当然あったと思いますけど、実際の報告書については、今の座長おっしゃったような観点で結構だと思いますけれども、もう少し記載していただくということと、それから「必要がある」とまで言い切れるのかというのはちょっとやっぱり気になるところであります

ので、「そういった観点も重要である」ぐらいの方がよろしいかな、というふうには感じました。

以上でございます。

金井座長

ありがとうございました。ちょっとそういう方向で、弱めていきたいと思えます。

他にはいかがでしょうか。

岩崎委員

私は、ここの5のところで、知事の選挙と議会の選挙を一緒に論ずることがなぜ必要なのかちょっと考えてしまいました。

いただいたときにクエスチョンマークをつけてしまったのは、このパートだったんですけれども、それがまず一つ。それから全県一区であれば、人口の多い地域の声が反映されやすいというふうに言ってしまうと、例えば県議会で、仮にですよ、全県一区にした場合でも、結局これに縛られてしまうのかなということもあるわけで、これを書く意味と、その内容がちょっと理解しがたいことがあるので、ご説明いただけると嬉しいです。

以上です。

金井座長

そこら辺はですね、先ほどの高橋委員さんの話ともかかわってくると思うんですけども、一元代表制における考え方と同じでいいのかということの問題提起ということとしてご理解いただけるかなと思います。

岩崎委員

わざわざその知事選挙と二元代表制のそれぞれの選挙を出す理由っていうのが、あるんでしょうか。

金井座長

それはないというご意見が強ければあまり考えないで、知事との関連を考えない方がいいというご意見もあろうかと思えますので、それはまた検討させていただければと思います。

他はいかがでしょう。

よろしいですか。

では、いろいろとご意見いただきましたので、今までいただいたご意見を反映させて、次回の最終報告書に向けた案を作っていきたいと思えます。

続きまして、第3章についてでありますけれども、これもちょっと、時間がなかなか押していますが、まず第3章ですね。総定数の在り方についてはいかがでしょうか。これはかなりご意見いただいていると思えますが。

岩崎委員

岩崎です。

よろしいでしょうか。

必要定数の積み上げというのがよくわからないんですけれども、積み上げて総定数を考えるというアプローチの根拠となるものは何なののでしょうか。

金井座長

これは端的に言うとも江藤先生説なんですけれども常任委員会の会議から積み上げていくというそういう考え方ですが、現実では難しいのではないかなというのはここで書いてあるところです。

そういう意味では、マクロから決めていくということが普通になるということですね。あともう一つアメリカの上院のように、各州2人と決めていくと積み上げで決まると、そういう総定数の考え方もあると思えますが、なかなか日本の県議会ではそれは難しいだろうなどは思えます。

ほかにはいかがですか。

では、総定数の積み上げは現実には難しいのではないかという書きぶりにしていきたいと思えます。はい、ありがとうございます。

続いて7ページからのですね、2の選挙区の在り方ということについてでありますけれども、これはいかがでしょうか。7ページから10ページまで、いろんな論点がありますけれども、どうぞ。

大橋委員

これは、先ほどの地域代表の話が関連しているのだろうと思えます。選挙区制をとるということは制度的に地域代表性を認めるもので、これを大選挙区制にするというのはかなり制度的に違ったものにするということであるという気がするのですが、その辺はどうなのでしょう。

選挙区制が現在あり、これを一票の較差をなくすために大選挙区制にするということの中間的な判断として、選挙区制の持つ制度的な地域代表性を廃止してよいかの問題があるのではないかと思えます。

金井座長

はいありがとうございます。

そういう意見は今までの調査会でもずっと議論されておりまして、選挙区があるということが同時に地域代表の制度的表現であるという見解もあります。

そういう意味で、区割りするということは地域代表と絡むということはあると思います。ちょっとそういう方向で書いていきたいと思います。

逆に言うと、全県一区にしてしまったら地域代表を否定するというふうに解釈することも可能であると。

ただですね国政の方で衆議院の小選挙区制度をとっているということと地域代表であるということは、論理的に結びついていないというか、もっと言えば、中選挙区をやめて小選挙区にしたということで地域代表性を弱めようとしたという意図が込められているという場合もあります。

選挙区が必ずしも地域代表を内包している、実態としても規範としても内包しているという保証もないので、全県一区であろうとも地域代表的に振る舞うということが可能だし、またそういうふうに、行動する規範を設定することも可能ではあります。が、実態として選挙区制度をとるということが地域代表と連動するのではないかというのは、かなり有力な意見だと思しますので、その方向で少し書いてみたいと思います。

区割りをするということがある意味で選挙区を一つの単位とした地域代表を想定するという側面は多分否定できないと思います。

他にはいかがでしょうか。

磯崎委員

磯崎ですがよろしいでしょうか。

8ページですけれども立法論として、法改正の要望をしていくという可能性はこれまでも議論されてきたし、いいと思うのですが、最終報告書ですので、この8ページでは4つの検討できる法改正の内容が出てくるかと思います。丸をつけて、4つあるかと思いますが、ちょっとあまりに自由過ぎないかという気がいたします。

調査会としての報告書ですので、もう少し絞り込むか、あるいは有力なものについてしっかりと論拠を示すということが必要ではないかと思ひまして、今の段階の素案だとは思いますが、4つの提案を併記するというのは、どうだろうか。もうちょっと絞り込んだほうがいいんじゃないか。書くとなれば、もう少し根拠を書くべきではないかと思ひます。

我々のミッションが何かということを考えますと、これは委員によっても認識違うかもしれませんが、私の認識では人口の格差が、地域の中、圏域の中

で、大きくなっていると。その人口比例の議席数、あるいは選挙区の設定というものが現実合わなくなってきたんじゃないか、こういう問題意識を投げかけられて答えるものだと思うのですが。

一方で、全県一区でいいんじゃないかと、比例代表がいいんじゃないかということはもちろん書いていいとは思いますが、もう少し議論が必要だし、報告書の、スタイルとしてももう少し、実際法改正をしたらどうかという、サジェスションをするようなものに絞り込んだ方がいいんじゃないかなというふうに思いました。

それが総括的な意見でございまして、あわせてその中で、より具体的だと思うのは、現実可能かなと思うのは一番上の4行目の丸のところでは複数の選挙区に県内を区分するというのであれば、条例で「自由に」というのはちょっと取った方がいいかなと思うのですが、憲法上の縛りもありますので、今までも議論になりましたけれども、公職選挙法だけではなくて憲法上の原則もありますので、私ここを少し補足するとすれば、区分するのであれば、地域の実情に応じて、条例で設定できるようにすることと、最小限それぐらいちょっと補っていただければいいかな。

この部分は、自治権に任せろという議論ですので、十分通用する法改正の中身ではないかなというふうに思います。

ちょっと雑駁ですが、以上2点でございました。

金井座長

すみません、ようやく今接続が再開できました。一時切れていたの。私の方の回線の調子が悪かったのですみません。

磯崎委員

磯崎ですが、8ページの4つの提案について、もう少しスリム化するか、理論武装が必要じゃないかということ。

ここまで聞こえたかもしれませんが、4行目のところは、地域の実情に応じて条例で設定できるようにすることというふうにして、大きな話と小さな話を混ぜて言いました、以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。

できれば、聞こえなかったところもあるので、あとで事務局に向けて文書でもさらに補っていただけるとより正確になると思いますので、よろしく願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

岩崎委員

よろしいでしょうか、岩崎です。

9 ページの一番上のところで、総定数を決めてから選挙区ごとにその定数を配分していくことが、選挙区と議員定数を決める基本であるというのは前回申し上げたんですけれども、この委員会への諮問が選挙区及び定数に関する在り方なので、ちょっとやりすぎになるかもわからないのですが、提案なんですが、今日、資料4で、いくつかの区分をだしていただいたわけで、その中に9地域の分と5地域の分がある。それぞれ市町の人口がわかるわけですから、それぞれの地域の人口がわかりますよね、それで、51、現行の定数ですが、51を例えば、この9に配分した時にどうなるか。各選挙区の議員数ですね、5区分で配分した時にはどうなるかということと、45を同じように、9で配分した時、5で配分した時がどうなるかって言うのをちょっとシミュレートしてみるのはいかがかなと思っています。

それから配分方式ですけれども、県議会はヘアでやってると思うんですけれども、これをアダムスでもやってみる。衆議院がアダムス方式を導入することになりましたが、人口の少ないところにとっては、わりにあたたかい措置になる。小数点の切り上げになりますから。というのでヘアとアダムス二通りでやってみる。ちょっとリアルな数字が出てしまうわけではありますが、でも、議員さんたちは選挙区や定数を気にしていらっしゃると思うので、お決めになるのは県議会なので、こちらは、これがいいという風に出すわけではないということから、いくつかのシミュレートする。付録でもいいですからそれらを提示する。報告書は文書だけではなくて、そういうエビデンスみたいなものもあるといいかなと思います。

以上です。

金井座長

ありがとうございます。

資料3と資料4をくっつけますと、配当基数をただ足し上げていくと、資料4にこの数字を入れることができまして、合計の配当基数というのはわかりますから、それでイメージを出すことができるのでちょっと資料は事務局の方でお願いしたいと思います。

それから、もう一つはアダムスでやるというのは、配当基数が異なってしまうので、公選法ではできない仕組みなんだと思いますけれども、公選法改正を前提とした、それから公選法改正含みだということですが、その定数配

分の考え方ですね、現在は配当基数でやるという、これは公選法上の基準なんですけれども、必ずしもヘアとは決まっていない。公選法改正も提案するので、ヘアとかアダムスとかですね、様々な人口比例に基づく配分、選挙区さえきまれば人口比例に基づく配分となってきます。

ちょっとそれもシミュレートしていただければと思いますので、ちょっと事務局大変かもしれない。基数の計算よりは大変だと思いますが、ちょっと検討してみただければと思います。

事務局（袖岡政策法務監）

座長よろしいですか。

事務局の袖岡でございます。

今のお話ですけれども9地域と5地域でシミュレート、議員数の人口割で定数を出すというシミュレート、それは可能ではございますが、現行の公選法で行きますと、市同士を一つの選挙区にするのは配当基数が1以上のところは一つの選挙区にできないという縛りがございますもので、あくまでも仮想の選挙区というか、そういうものになるというところについては、ご容赦いただきたいと思っております。

それともう1点、今の配当基数の計算におきましては、ヘア式の剰余法を用いて計算をして人口割定数を出すというふうな仕組みになっておること、一応補足させていただきます。

以上でございます。

金井座長

はいありがとうございました。ちょっと私勘違いして、単純な割り算かと思っておりますけどそうではないんですね。

事務局（袖岡政策法務監）

この配当基数を出して、人口割で、定数を配当していくに当たりましては、配当基数の小数点以下の部分につきましては、大きいものから順に定数を満たすまで1足していくというような計算をしております、ヘア式でありますとか最大剰余法とかいうふうに言われる方式で配分をするという仕組みになってございます。

以上でございます。

金井座長

はいありがとうございます。

あくまで仮想シミュレーションということでお願いします。
ほかにはいかがでしょう。

磯崎委員

それでは磯崎ですが、よろしいでしょうか。

9ページも対象にしてよろしいでしょうかね。9ページ真ん中ぐらいのただし書きのところですが、特例選挙区の考え方、これちょっと不勉強ですね。昭和46年の時を固定して、特例選挙区を残してるという制度があることは知ってるんですよ。これ46年以来、何で46年なんでしょう、これを座長に教えてもらえればということと、あとこれ当分の間ということで残ってるので、これを活用するっていうのが、いいのかどうか、何かご提案というかな、考え方があれば、ありがたいなと思います。

2020年現在の人口でこれを固定するというのにはあり得る理屈かとは思いますが、けれども、あまりそういうことを大手に振っていったらいいんだろうか。2020年が何年後に見直すのか、当分の間というのは相変わらず続けるっていうのは制度的安定を欠いているような感じをしますので、この制度の評価をとして、どう考えればいいんだろうか。2点教えていただければと思います。

金井座長

私もちょっと改正経緯はつまびらかではないのですが、昭和46年1971年です。ちょうど1970年が過疎法の制定のときだと思うんです。

つまり日本における過疎過密が一番激化した時代だろうということです。そのころに存在した選挙区ですね、簡単にいえば単独選挙区を、合併しなければ、合区しなければ維持できるという仕組みです。

ただしそれはなんか7倍とか8倍とかすさまじい人口格差をもたらしてきたもので、これこれで憲法上問題をはらんできたというのはおっしゃる通りです。特例選挙区を除く較差と特例選挙区を入れた較差とはまた違いがあるということで、特例選挙区を解消していくことが進んできた。特に市町村合併とかが行われると、解消された。

ただ時代背景としてはいわゆる過疎法が成立されて、日本の過疎が一番深刻だというふうに政策課題として認識された時代だということが言えるわけでそれが当分の間ということで、過疎法はその後延長されてきましたが、だんだん弱くなってるともいえるし、また過疎を延長する話もあります。

ただもう一つそういう意味で地方創生という話が出てきたっていうのは2014年以降のまた新たな課題設定ということなので、かつての過疎に対する問題提起を踏まえた法改正と同じようなロジックは、あり得るのではないかという、

そういう一種の課題提起というか論点提起です。多分これはですね、議員立法だったのではないかと私は思いますけどもちょっとそこら辺経緯はちょっとよくわかりませんが、そういう政策判断を盛り込んでいた。ただし、合併してしまえば、特例選挙区はだんだん、解消されていった。

それから特例選挙区だからといって、無限大の倍率を認めていいという話にはならない。憲法上の制約がずっとかかっているはずですから、そういう中で、当分の間がそろそろ限界にきているんじゃないのと。

ただし一方で、こういう考え方は、消えてはいないというか、むしろ地方創生というのはそういう考え方の一つの再生でもあるということなので、その考え方としてちょっと提示してみたということでもあります。

磯崎委員

経緯はとりあえずわかりました。

そうするとある程度使えるものではないかというのが座長の、この制度についての評価ですか。

金井座長

また立法すれば、です。立法意思があれば、国会の意思があれば、はい。

磯崎委員

最終的に残す決定は都道府県でできるでしょうね。都道府県の特例選挙区も。

金井座長

特例選挙区を認めるという授権を・・・

磯崎委員

立法されればできるということですね。

金井座長

現状ではできないですよ、これは。

磯崎委員

法的根拠がないと駄目だということですね。

金井座長

先ほどの磯崎さんのおっしゃった小さな法改正の現実的な法改正の案に入るかどうかと言われればやや、あんまり現実的ではない方の改正に入る。

磯崎委員

かつて例があつて、しかも当分の間が続いてるわけですから、「これを使っちゃえ」というのは面白いロジックだとは思いますが。

金井座長

これを使えではなくて、新たな立法ということですね。

磯崎委員

ええ、だから論理的にこれをもう一回使うということです。46回のやつは解消するんですよ

金井座長

なくすということです。

磯崎委員

なるほど。ちょっと次回まで考えてみます。いい争点だと思いました。

金井座長

他にはいかがでしょう。

よろしいですか。

10 ページ以降の補完措置も含めて、何かございますか。

それでは、ちょっと後半、駆け足になってしまいましたし、途中音声が悪いことがあって大変申し訳なかったのですが、一通り、座長案骨子についてのご検討・ご意見をいただけたかなというふうに思います。

それでは一通り、骨子についてはこの程度にして、いただいたご意見も踏まえまして次回さらに最終報告案をご提示できればというふうに思います。

予定の時間が17時ということなのでそろそろ終わりにしなければならぬかなと思いますが、よろしいでしょうか。

はい。では、今日の実質協議は終了ということにしたいと思います。

それでは事項書の2のその他としまして、次回の調査会の進め方等についてご協議をお願いします。

次回の調査会の日程ですが、委員の皆様のご都合を踏まえて8月31日月曜日13時から開催してはどうかと考えておりますけれども、いかがでしょうか。これ14時じゃなくて13時ですか、袖岡さん。

事務局（袖岡政策法務監）

はい、そうでございます。

金井座長

私の手帳は14時となっていたので、すみません。

13時から15時ということであります。

なおですね、以前のように一同に会して行うのか、本日のようなウェブ会議になるのかについては今後の新型コロナウイルス感染症の状況を考慮しながら検討する必要がありますので、座長にご一任いただければと思います。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、次回会議を8月31日月曜日13時からの開催ということで開催方法は座長一任ということでお願いしたいと思います。後日正式に通知いたしますけれどもご予定いただければと思います。

それで一番大きいのは、本日いただいたご意見をもとに最終報告書案を作成しまして次回の調査会では最終報告書案をもとにご協議をいただければと思います。

委員におきましては、各自ご検討のほどよろしくお願ひできればと思います。

あるいは事務局が最終報告案を作成するに際して、こういうふうにした方がいいと文言でアイデアがあると、多分事務局の作業はより進みやすいと思いますので、できれば、今日皆さんにご意見を言っていただいたんですけど、こんなふうに変えてはどうかというような案をお届けいただければと思います。

次回の調査会の前に、報告書案を皆さんに事前に配付するんですよね、袖岡さん。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。その予定でございます。

金井座長

そうすれば、なるべく次回、正式の調査会の前に皆さんのお手元に届けまして、さらにご意見をいただけるような形にしたいと思います。

はい。本日ご協議いただく事項は以上となりますけれども委員方から何か最後にございますでしょうか。

よろしいですか。

事務局から何かございますか。

事務局（袖岡政策法務監）

すみません。

事務局袖岡でございます。

次回の開催の時間でございますけれども、最初 13 時でさせてもらう予定で、その後に 14 時に変更したかもしれませんので、また確認させていただきまして、正式なご連絡をしたいと思っておりますので、そういうことでお願いしたいと思っております。

金井座長

はい。皆さん、13 時か 14 時か微妙な状態だということで、それは至急事務局の方から確認して、連絡いただければと思います。

他にはよろしいですか。

それでは最後に皆様カメラをオンにさせていただいて、皆さんのお顔を確認して終わりにしたいと思います。

加藤委員

あの 8 月 31 日、今メールチェックをしましたら、当初が 13 時になっていて、一番新しいメールでは 8 月 31 日、1 時間後ろ倒しになりましたって書いてあって、14 時からになってますよ。

金井座長

そうですね。私も多分そうだと思ってたんですけども、はい。

ちょっと事務局でもう 1 回確認していただければと思いますので、よろしいですか。

多分私も 14 時だと思うんですけど、

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございます。

最初 13 時でご案内させてもらったんですが、その後の時間変更で 14 時とご案内をさせていただいたのが最終だと思いますので、14 時でお願いをしたいというふうに思っております。申し訳ございません。

金井座長

それでは皆さん本当に大変活発なご議論ありがとうございました。

以上で第8回選挙区及び定数に関する調査会を終了したいと思います。お疲れ様でした。

